

# ニュージャージー日本人学校 児童生徒募集要項

## 1 学校の特徴

---

本校は、日本国政府の援助のもと、文部科学省が認可した私立学校であり、ニュージャージー州の認可条件による教育基準に基づいています。したがって、本校は日米双方の学校に転編入学でき、いずれの上級学校への進学も可能です。

## 2 学区制の採用

---

ニューヨーク日本人教育審議会のもと、初等部・中等部ともに、ハドソン川以西に居住する児童生徒はニュージャージー日本人学校へ、ハドソン川以東に居住する児童生徒はニューヨーク日本人学校（グリニッジ校）へ通学することになっています。

## 3 募集人数

---

初等部：1～6年生まで各学年15名程度

中等部：7～9年生まで各学年15名程度

## 4 受付・面接

---

学校見学・説明、及び受付・面接は随時行っております。入学（新入学・編入・転入）希望者は、学校ホームページの入学案内⇒募集要項⇒3. 受付・面接もしくは以下のリンクから「受付登録願」を送信してください。受付次第、担当者より登録完了メールを送信し、受付面接の日程調整などに入ります。

[「受付登録願」リンク](#)

## 5 受付面接1週間前までに送信もしくは郵送していただくもの

---

「入学願書」

「成育質問票」（必要な場合は、書類を添付のこと）

## 6 受付面接時に用意していただくもの

---

児童生徒調書など必要書類一式：11. [提出書類・配布書類一覧](#)を参照

（学校よりお取り寄せいただくか、学校ホームページ⇒入学案内⇒募集要項よりダウンロードしてください。）

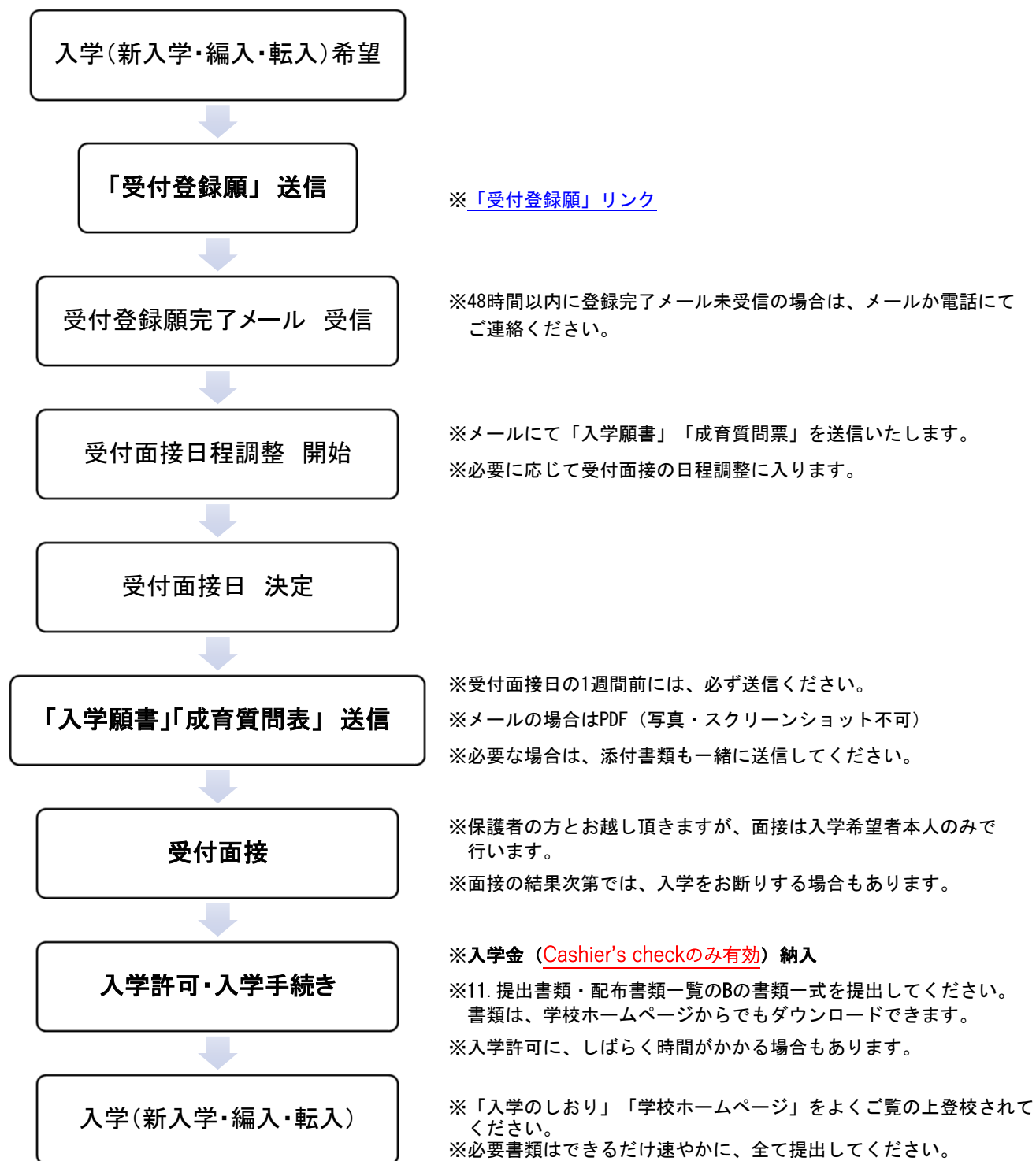
入学金（Cashier's checkにて納入してください。）

## 7 その他

---

本校は入学（新入学・編入・転入）にあたり、人種・国籍等による差別はいたしません。

## 8 受付登録並びに面接、入学手続きの流れ



【入学必要書類一式】：本校ホームページ ⇒ 募集要項 ⇒ 5. 受付時に用意していただくもの ⇒ 入学願書等一式

## 9 転入学時の健康診断書・予防接種について

ニュージャージー州の法律により、転入学の際には下記の予防接種を受けている証明書の提出が必要となります。NJ州規定の健康診断様式「HEALTH HISTORY AND APPRAISAL」にご記入の上、ご提出ください。予防接種記録が別紙の場合は添付してご提出ください。

他の英文の健康診断様式でも受付可能ですが、必ず本校指定様式に添付してください。和文の予防接種記録を提出する場合は、英訳を添付してください。

### ※予防接種記録の翻訳について

翻訳は成人であればどなたでも行うことができます。

翻訳者は、氏名、署名、日付を記入したうえで、以下の証明文を添付してください。

“I certify that the translation above faithfully and accurately reproduces in English the closest natural equivalent of the attached document without embellishment, omission, or explanation. I certify that the foregoing statements made by me are true. I am aware that if any of the foregoing statements made by me are willfully false, I am subject to punishment.”

### 【提出期限】

#### ● 日本または他の国からの転入の場合

書類の提出は、30日間の猶予期間があります。予防接種に不足があり、仮入学条件を満たさない場合は、必要接種を受けるまで登校停止となります。

#### ● ニュージャージー州、もしくは他州からの転入の場合

登校前に有効な予防接種記録を提出する必要があります。

健康上の理由等により予防接種を受けられない場合は、NJ州指定の免除申請用紙がありますので、医師にご記入いただきご提出ください。

※医療上、宗教上の理由で予防接種の免除を申請されている生徒は、感染する可能性のある疾患（はしか、水ぼうそうなど）が学内で一人でも確認された場合、地域保健局の判断で出席停止となる場合があります。

### 【必要な予防接種】

#### 1. DTaP / Td / Tdap (Diphtheria ジフテリア、Tetanus 破傷風、Pertussis 百日ぜき)

##### <1年生>

学校入学までに、DTaPを4回または5回接種していることが必要です（接種開始年齢によって異なります）。少なくとも1回は、4歳の誕生日以降に接種されていなければなりません。

##### <2~6年生>

初回接種シリーズ（DTaPを4回または5回接種しているかつ、少なくとも1回は4歳の誕生日以降に接種している）が必要です。

7歳以上で接種が不足している場合は、以下のいずれかが必要です。

- ・ Td/Tdapシリーズを完了
- ・ DTaP・Td・Tdapを合計3回以上接種（うち1回は4歳の誕生日以降）

※入学の必須ではありませんが、NJ州では7年生になるまでにTdapワクチン接種が必須になっています。お子様が11歳になっているようであれば早めの接種をおすすめします。

<7年生以上>

以下の両方が必要です。

- ・10歳以降に接種したTdapを1回（推奨年齢：11～12歳）
- ・初回接種シリーズ完了（DTaPを4～5回接種し、少なくとも1回は4歳以降）

2. IPV（不活化ポリオワクチン） / OPV（経口ポリオワクチン）

3回または4回の接種が必要で少なくとも1回は4歳の誕生日以降に接種されている必要があります。

3. MMR（Measles:麻しん・Mumps:おたふく風邪・Rubella:風しんワクチン）

2回接種が必要です。

4. Varicella（水ぼうそう）

水ぼうそうワクチンを1回接種。※米国小児科学会（AAP）は2回接種を推奨しています。

5. Hepatitis B（B型肝炎）

以下のいずれかが必要です。

- ・3回接種
- ・FDAに承認された2回接種シリーズ

6. Meningococcal ACWY（髄膜炎菌ワクチン）

7年生進級前までに、MenACWY（4価髄膜炎球菌ワクチン）を1回接種する必要があります。※10歳未満で接種した場合は、再接種が必要です。

※IGRA Test（インターフェロン $\gamma$ 遊離試験）結核検査

2026年現在、NJ州では日本からの渡航者については検査免除となっています。

【免疫証明（抗体価検査）について】

一部の予防接種については、医療機関による抗体価検査（titer test）により十分な免疫が証明された場合、予防接種記録の代替として認められる場合があります。

対象や必要書類は学校およびNJ州規定により異なりますので、詳細は学校事務局へお問い合わせください。

## 10 お問い合わせ先

ニュージャージー日本人学校 —The New Jersey Japanese School—

117-B Franklin Avenue, Oakland, NJ 07436 TEL: (201) 405-0888 FAX: (201) 405-1411

E-mail : [uketsuke@NewJerseyJapaneseSchool.org](mailto:uketsuke@NewJerseyJapaneseSchool.org) (入学受付) [njjs@NewJerseyJapaneseSchool.org](mailto:njjs@NewJerseyJapaneseSchool.org) (全般)

## 11 提出書類・配布書類一覧

---

### A【受付面接1週間前までに提出（送信）】

- 入学願書
- 成育質問票

### B【入学(新入学・編入・転入)手続き時に提出】

- 児童生徒調書（表裏）
- 誓約書
- 入学金（授業料一覧を御覧ください。）  
(Cashier's checkのみ受付、現金、Personal check不可)  
Cashier's checkの宛先：「The New Jersey Japanese School」
- お子様のパスポートコピー（顔写真のページとVISAのページ）
- 英語に関する質問票
- アレルギー対応申請書（該当者のみ）
- スクールバス利用に関する承諾書（該当者のみ）
- スクールバス補助金申請書 B6T（該当者のみ）：記入例あり
- 緊急治療同意書(要 Notarized のサイン) & 医療保険カードのコピー(表裏両面)：
- EMERGENCY HEALTH AND ACCIDENT FORM：記入見本あり
- HEALTH HISTORY AND APPRAISAL (詳細は前頁 9. 予防接種について)  
※当日もしくは3日以内に提出 (NJ州外から転入学に限り1週間以内に提出)

### 【その他の配布書類】

- ニュージャージー日本人学校 児童生徒募集要項
- 学校生活のしおり
- 授業料のお知らせ
- 年間行事予定表
- ニュージャージー日本人学校スクールバス規定
- スクールバス利用上の取り決め事項、バス乗車について
- PTO 会則

# 体験入学規定

## 1 目的

本校の教育活動を体験することにより入学後の学校生活がより円滑に行われるかどうか判断する機会とする。

## 2 対象

義務教育就学年齢の児童生徒であって、上記の目的を理解し入学を前提に考えている者で、人種、国籍、民族は問いません。ただし、日本語での授業を理解することが可能であることを前提とします。

## 3 時期・期間

体験入学の時期は、学期始めや終わり又は行事等と重なる時期を除き、随時受け付けています。

期間は休業日を除き連続5日間、1回限りを原則とします。目的に鑑み、在籍児童生徒と共に全日活動を行うこととします。

## 4 学籍及び成績処理等

- ① 編入・転入・転出・退学等、学籍に関する処理は一切行いません。したがって本校在籍とはなりません。
- ② 各教科における評価・評定は行いません。

## 5 費用

1回、授業日連続5日間につき \$150 とします（4日以内でも金額は変わりません）。体験入学承認願にチェックを添えてお申し込みください。（納入後の返金は、手数料50ドルをいただきます。）

## 6 通学方法

スクールバスを利用する場合は、バス利用のための料金はスクールバス規定に準じて、別途承ります。

## 7 申し込み方法

右のリンク「受付登録願」の質問20.にお答えの上、送信してください。[「受付登録願」リンク](#)  
その後本校よりご連絡させていただき、日程調整の上、体験入学をしていただきます。

## 8 備考

体験入学の可否等については上記 1～6 の規定を基に学校長が最終判断するものとします。  
また、教科書等持ち物については入学ご案内の際にお知らせいたします。

2024-05

## 体 験 入 学 承 認 願

年 月 日

ニュージャージー日本人学校  
学校長 様

保護者氏名 \_\_\_\_\_ 印  
(申請者)

下記の者を \_\_\_\_\_ 年 月 日より \_\_\_\_\_ 年 月 日までの \_\_\_\_\_ 日間  
体験入学者として承認していただきたくお願いします。

なお、期間中は学校の規則を守り、その間の一切の責任は保護者で負い、貴校にはご迷惑をおかけしないことを誓約いたします。

### 記

ふりがな

児童生徒氏名:

生年月日:

現学年:

保護者氏名:

自宅住所:

連絡先電話番号:

勤務先電話番号:

- 体験入学は休業日を除き連続 5 日間、1 回とします。
- 費用は 1 回（最長 5 日間）150 ドルとします。承認願にチェックを添えてお申し込みください。納入後の返金は、手数料 50 ドルをいただきます。
- スクールバス費用は、スクールバス規定により 1 回（最長 5 日間）100 ドルとします。
- 体験入学は、本校に入学（新入学・編入・転入）を前提に考えている生徒に行うこととします。

